

**「大阪府観光政策立案に係る調査・研究事業」に係る
企画提案公募に関する質問及び回答**

	質問	回答
1	大阪府の観光施策を立案するに当たって、大阪市や堺市はどのように扱うのか。	府の観光施策は府域全域を対象としている。
2	各種調査や政策提言の対象に日本人旅行者は含むのか。	(1) 及び (2) の調査研究は日本人旅行者も含む。 一方、(3) 及び (4) は外国人旅行者のみを対象とする。 レポート作成や政策提言については、それぞれ調査対象のみに関するもので良い。
3	大阪府から、府内の宿泊事業者のリストなどは提供してもらえるのか。	求めがあれば、可能なものは提供する。
4	仕様書の調査実績例について、公表されているデータ以外に、個票（ローデータ）の提供も受けられるのか。	必要であれば、可能な範囲で提供する。 なお、国の統計については、府から二次利用に係る申請を行うが、かなりの時間を要することが予想される。
5	大阪観光局が実施している「関西国際空港外国人動向調査」の個票（ローデータ）の提供は可能か。	当該調査のローデータについては提供可能であることは確認している。
6	平成 30 年度大阪府宿泊実態に関する調査は、今年度も実施するのか。	実施予定はない。
7	既存統計の利用にはどの程度制限がかかるのか。	無償で公表されているデータを単純に引用して、調査に代えることは望ましくないと考えている。 ただし、独自の手法で分析を行う場合はその限りではない。
8	自社の調査を活用することは可能か。	既存統計との重複に該当しないのであれば、基本的に問題はない。
9	アンケートの回答者に対して、個人が特定される形で公表することへの了承を得ておく必要はあるか。	事業者の企画提案の内容による。
10	調査対象となる事業者への協力の承諾は提案時点で取っておく必要があるのか。	事前に承諾を得ておく必要はない。 ただし、実施の見込みが低い調査内容での提案は控えること。
11	プレゼンテーションはどのように実施するのか。	事業者からの説明を 15 分程度行い、その後、外部委員からの質疑を 10 分程度予定している。 説明は補助者を含め 3 人までとし、資料の追加配布は認めない。
12	プレゼンテーションはどのように審査されるのか	公募要領の審査内容に照らして、外部の有識者が審査を行う。
13	7月 22 日のプレゼンテーションは午前・午後のいずれに行うのか	提案事業者数にもよるため、7月 16 日以降に連絡する。
14	提案書の枚数制限はあるのか。	枚数の指定はない。

15	プレゼンテーションには、業務責任者が参加する必要があるのか。	有識者からの質問に答えられる者であれば、職責は問わない。
16	委託金額は消費税率 8%となっているが、税率改正後はどうなるのか。	協議の上、対応する。
17	成果物のうち中間報告について、どのようなものを出して欲しいというものはあるか。	契約後の協議の中で、調査の優先順位等を決定していく。
18	本事業の関係で、有識者による検討組織を別途立ち上げるのか。	予定していない。